【消費者庁】 ※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。 ①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

| 府省 | 部局 | 業務 改革 番号 | 業務改革の取組内容 |
|------|-----------------|----------------|--|
| 消費者庁 | 表示対策課 | | 景品表示法の執行に係る執行ネットシステムの改修により、登録情報や検索機能等が追加されることに伴い、類似事件の一元的な処理 等、個別事件案件の処理についての業務を効率化する。 |
| 消費者庁 | 消費者教育• 地方協力課 | 3 | 全国8ブロックで実施している「地方消費者フォーラム」について、各地の消費者団体等で構成される実行委員会による運営の自主性を高めつつ、開催までの実行委員会・事務局打ち合わせへの消費者庁職員の参加人数・頻度を見直し、また必要に応じテレビ会議の活用などを通じて、業務の効率化を図る。 |